

## 第2回住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会

平成19年7月24日

【宇賀座長】 それでは、ただいまより第2回住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会を開催いたします。

皆さん、大変ご多忙のところ、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

まず、本日の委員の出欠状況について、事務局からお願いします。

【江畑課長】 本日は、後藤委員がご都合により欠席でございます。

次に、オブザーバーに変更がございますので、紹介させていただきます。

まず、法務省刑事局の久木元参事官でございます。

【法務省(久木元)】 久木元でございます。7月10日付で、総務課参事官として、こちらに加わらせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

【江畑課長】 総務省自治行政局地域情報政策室の井上室長でございます。

【井上地域情報政策室長】 井上でございます。

【江畑課長】 また、総務省自治行政局行政体制整備室、河合室長は、本日は欠席でございます。

また、本日、内閣府国民生活局個人情報保護推進室長の代理として、政策企画専門職の大堀様にご出席いただいています。

【内閣府(大堀)】 大堀でございます。よろしくお願いいたします。室長は所用のため、ご無礼をお許しください。すみません。

【江畑課長】 次に、総務省事務局側に人事異動がございましたので、ご紹介申し上げます。

岡本自治行政局長でございます。

【岡本局長】 岡本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【江畑課長】 望月住民台帳企画官でございます。

【望月企画官】 望月でございます。肩書きだけ変わりましたので、よろしくお願いいたします。

【江畑課長】 それでは、事務局から資料の確認をさせていただきます。

【望月企画官】 それでは資料の確認をさせていただきます。お手元に縦長の資料、き

ょうの全体としてございまして、次第が1枚でございます。その後でございますけれども、ヒアリングの関係資料ということで、資料1といたしまして、本日のヒアリングの日程ということで、座長とご相談させていただきまして、今回、3者のヒアリングをするという日程にさせていただいております。

その後でございますけれども、資料2で、本日のヒアリングへの出席者の方の名称等でございます。資料3ですけれども、何もということもありますので、前回ご相談させていただいた後、ヒアリング項目案を詳細な形にさせていただきまして、こちらを今回のヒアリングの方々に事前に送ってございます。ただ、当然のことながら全体としては網羅されておきませんので、ヒアリングの後、質疑の中で、さらにこういうことが聞きたいということがあれば、その際にご指摘をいただければと思っております。あと資料4ということで、前回、一番最初に論点たたき台ということで提出させていただきましたが、前回のお話を踏まえまして若干加筆したものを資料4としてつけさせていただきます。

あとは、参考資料1、参考資料2、参考資料3、参考資料4ということで、前回、住基制度につきまして委員の先生からご発言があったものですから、わかりやすい資料ということで、既存のもの等をつけ加えてみましたので、これはまた後でご説明をさせていただきます。

資料は以上でございますが、ない方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き、進行を座長のほうでよろしく願いいたします。

**【宇賀座長】** 本日の議題は、ヒアリングについて、それから論点についてとなっております。まず本日のヒアリングについてですが、富士通株式会社、東京都清瀬市、福岡県の大刀洗町に出席をお願いしております。

ヒアリングの進め方ですが、資料1のヒアリング日程により、資料2の団体の出席者の方から、事前にヒアリング団体に配付しております資料3、このヒアリング項目につきまして、15分程度で説明をしていただいた後に、15分程度、質疑・応答を行いたいと考えています。

本日のヒアリング部分の議事につきましては、活発な議論を促す観点から、傍聴を認めないこととしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【宇賀座長】** それでは、記者の皆様におかれましては、恐縮ですが、ご退席いただき

ますよう、お願いいたします。

それでは、富士通株式会社のほうから説明をお願いします。

【富士通（山下）】 富士通株式会社自治体ソリューション事業本部ソリューション企画部の山下と申します。お世話になります。

早速ではございますが、資料を配らせていただきまして、質問に対するご回答を進めさせていただきたいと思っております。失礼します。

それでは、15分でということでございますので、早速始めさせていただきたいと思っております。

まず、先ほど非公開というお話がございましたが、それでお願いしたいということを書頭に書いております。

（富士通株式会社の要望により省略）

【宇賀座長】 ほかによろしいでしょうか。

それでは、次の団体のヒアリングに移らせていただきたいと思います。富士通株式会社の方、どうもありがとうございました。

続きまして、東京都清瀬市からご説明をお願いしたいと思います。清瀬市の方、どうぞよろしくお願いいたします。

【清瀬市（五十嵐）】 清瀬市の市民課長の五十嵐と申します。よろしくお願いいたします。できたら座らせていただきまして、説明をさせていただきます。

最初に、市の概要ということでご説明をさせていただきます。古くて大変申しわけないんですけども、市の概要の資料を配付させていただきますので、参考にごらんいただければと思います。

清瀬市は、都心から25キロ圏内に位置し、電車では池袋から西武池袋線で約30分のところにございまして、比較的まだ緑が多く、武蔵野の面影を残す近郊の住宅都市となっております。以前は農業と医療のまちとして知られていたんですけども、最近では戸建て住宅、マンション等の建設によって人口が増えまして、平成19年7月1日現在では7万3,601人の人口がございます。行政面積につきましては、比較的小さくて10.19平方キロとなっております。

次に職員数でございますけれども、現在、職員の定員計画を策定し、職員の定数の適正化を図っております。7月1日現在の職員数が499名となっております。

次に個人情報保護に関する条例の制定でございますが、こちらは東京都の条例を参考に、

平成17年9月30日に制定いたしまして、平成18年4月1日に施行したところでございます。

続きまして、住民基本台帳等の担当者とか、あと研修等のことですが、住民基本台帳制度の担当者は、現在、係長1名ほか2名の担当職員の計3名が兼任で担当しております、そのうち住基システムの担当者につきましては2名が兼任で担当しているところでございます。

次に、担当者はシステムアドミニストレータのような資格を有しているかということですが、一般事務職員がこちらの担当をしているものですから、そういった資格は持っておりません。

あと研修の関係ですが、清瀬市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティー対策要綱というものがございまして、そちらに基づきまして、住民基本台帳ネットワークシステムの適性かつ円滑な運用を図る上で必要なセキュリティー対策につきまして、定期的に研修を実施しているところでございます。また、人事異動があった場合にも研修を実施しております。

【清瀬市（大鐘）】 情報政策課長の大鐘と申します。③以降は私のほうからお答えさせていただきます。

個人情報保護などセキュリティーの確保について準拠すべき基準が定められているかということですが、個人情報保護などセキュリティーの確保につきましては、清瀬市個人情報の保護に関する条例、並びに清瀬市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティー対策要綱におきまして、個人情報を取り扱う事務を委託する場合の個人情報保護に関し必要な措置を講じる規定を定めております。

具体的に申し上げますと、委託契約書におきまして、個人情報の秘密保持に関すること、個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止、再委託の禁止または制限に関すること、個人情報の複写及び複製の禁止に関すること、提供資料の返還義務などを明記しております、受託者におきまして、個人情報保護についての責務を課しているという状況でございます。

また、その内容が遵守されているかということですが、必要に応じて職員が立ち入り調査できることとしておりまして、現状の委託業務の範囲から申し上げますと、セキュリティーパッチ当てだとか、LASDEC（地方自治情報センター）さんから提供されますプログラムの変更の適用を委託業者が現在行っているという状況がござい

して、現段階での立ち入り調査は特に行っていないというところでございます。

続きまして、④の、システム保守・管理業務、電算処理業務を委託等によらず市町村職員が直接行うことは可能かというご質問でございますけれども、本市の職員の配置状況から申し上げますと、情報政策課の職員は、現在、事務職6名で構成しております。電子自治体構築に向けて、行政情報化、地域情報化の推進を行っているというものでございます。住基ネットの関係のシステム保守や管理業務につきましては、ご承知のとおり専門的な知識・技術が必要とされますので、市職員が直接その業務を行うということは、現状の人員配置、また知識・技術の状況からいたしまして、非常に難しい状況であります。

続きまして、電算処理業務を委託する場合の委託先はどのような基準で定めているかと。住基ネットにかかわります業務の外部委託を行う場合につきましては、清瀬市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティー対策要綱に基づきまして、セキュリティー会議の審議を経なければならないというふうになっております。主な内容といたしましては、委託する事務の内容です。また、委託しようとするものにおける個人情報の保護の管理体制だとか、あと指導・監督体制に関することなどでございます。

ただ、一般的な個人情報を取り扱う場合の外部委託につきましては、個人情報の保護に関する条例に基づきまして、受託先を選定するに当たりましては、当然プライバシーマークだとか、ISMSの取得状況など必要な調査を行った上で、今現在は企画提案方式で業者の選定を行っているという状況でございます。

続きまして、⑥の、電算処理を委託している場合、当該委託業者の監督はどのように行っているかと。電算処理業務の委託業者の監督につきましては、市が指定する場所、私ども電算室でございますけれども、職員が必ず立ち会いのもとに作業を行っていただくという条件をつけております。また、市が指定する場所において作業を実施した場合におきましては、必ず作業報告書を提出させている、義務づけをさせております。

⑦の、電算業務を行う場合、作業場所の特定は行っているか。行っているとすれば、条例、契約のいずれで規制しているかというご質問でございますけれども、住基ネット関係の業務につきましては、私どもは、平成14年度に、住民情報と税業務の基幹系のシステムの入れかえを行っております。これが6年契約のリース契約でございまして、入力帳票、ドキュメント及び記録媒体等の資料につきましては、その契約約款の中に、作業場所以外への持ち出し禁止規定を設けております。

その禁止規定は設けているんですけども、約款上での作業場所の明記は、その当時は

されておられません。ただ、市が指定した場所という状況でございます。具体的な作業場所につきましては、当然、契約締結後、プロジェクト体制を組みまして、キックオフ段階で取り決めを行っているという状況でございます。

続きまして、電算処理業務を行う者の特定は行っているか。また、条例、契約のいずれで規制しているか。データのコピーの持ち出しがなされたときにチェックできる仕組みがあるかというご質問ですけれども、まず一般論で申し上げさせていただきますと、電算処理を行う者の特定は、プロジェクト管理ということで先ほど申し上げましたけれども、プロジェクト統括責任者だとか、プロジェクトリーダー、開発システムごとにチームのメンバー表をあらかじめ提出させております。そのような状況で特定を行っておりますけれども、特に契約上での規定は、現在行っておりません。

データのコピーの持ち出しがなされたときにチェックできる仕組みがあるかというご質問でございますけれども、現状から申し上げますと、施錠できるキャビネットで、私どもマシン室でサーバを管理しております。マシン室への入室に当たりましては、現在、ICカードで入退室管理を行っております。かばん等の荷物の持ち込みも禁止しております。なお、作業を行うに当たりましては、必ず職員立ち会いのもとに行うということで、外部媒体に落として持ち出すことはできない状況にあると考えております。

続きまして、⑨の、データのコピーや持ち出しにつきましての規制は行っているかと。先ほどとダブリますけれども、清瀬市個人情報の保護に関する条例及び住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティー対策要綱におきまして、個人情報を取り扱う事務を委託する場合に、契約約款において、個人情報の複写・複製の禁止条項を定めることになっております。現在、その契約約款上どうなっているかと申し上げますと、市から提供されました本件業務に係る原資資料、及びその他の資料、入出力帳票だとか、ドキュメントだとか、記憶媒体等につきましては、市の承諾なくして複製・複写、または第三者への提供を禁止しております。また、作業場所以外への持ち出し禁止の規定も行っております。また、資料関係の返還・廃棄の義務につきましても、契約約款上、現在明記しております。

続きまして、⑩の、委託業務終了後のデータ返還・抹消の確認はどのように行っているかと。契約約款上におきまして、業務遂行上不要となったデータにつきましては、遅滞なく市に返還する、もしくは事前に市の承諾を得て廃棄することになっておりまして、廃棄する場合には、資料に記録されている情報が判読できないように必要な措置を講ずること、契約約款においては規定しております。

また、現在、業務上やむを得ず情報資産を持ち出す場合には、委託事業者からの預かり証を受理した上で、情報資産持ち出し申請許可書によりまして、持ち出しの場所、持ち出しの方法などを特定した上で許可を行っている。むやみに情報資産の持ち出しができないような状況をつくっております。さらに返却に当たりましては、職員が必ず情報資産の返却の確認を行った上で、情報資産返却確認書の上司への決裁をとっていると。これはポリシー上の手順書でそのような規定を定めております。

⑪の、電算処理業務において再委託は行われているかというご質問ですが、本市におけます住基ネット関連の契約につきましては、先ほど申し上げましたけれども、住民情報並びに税業務を扱う基幹系業務システム導入契約に一本化して契約をしているということで、住基ネット単独の委託契約はされていないと。住民情報系システム開発業者が住基ネット関連のシステム保守・管理を行っておりますので、再委託は行っておりません。

続きまして、⑫の、電算処理業務におきまして派遣職員を活用しているかということですが、この派遣職員というのはS Eという判断で私どもはしたんですが、よろしいでしょうか。現在、基幹系業務全般にかかわる運用支援委託契約を別途締結しておりまして、常駐S E 1名、これは週2日の派遣をお願いしております。

派遣職員の管理につきましては、障害時等の一次切り分け等につきましては、当然契約上でも規定しておりますけれども、必ず職員立ち会いのもとに作業を行っております。また毎月、作業内容につきましても、報告書の提出を義務づけしております。

そしてマシーン室への入退室管理につきましては、先ほど申し上げましたとおり、I Cカードによる入退室規制をかけておりまして、またマシーン室への外部媒体持ち込み、かばん等の持ち込みも禁止しております。

続きまして、⑬の、委託業者が派遣職員を活用していることがあるか。その有無を把握しているかということですが、常駐S Eの委託業務の時間内におきまして、S Eの業務範囲を超えて委託業者からの指示に基づき業務を行っていることは、現状、ないと判断しております。

続きまして、電算処理業務の再委託を全面的に禁止すると、受託可能企業は大企業に限られてしまうと考えられるかということですが、私どもは必ずしも、システムの保守・管理業務等の再委託を禁止したからといって、大企業しか参入できないとは思っておりません。ただし、住基ネットを含めた私どもの今の契約形態みたいな基幹系業務全般のシステム開発となりますと、分野別に再委託の可能性も持っているのではないかと

と。そういう意味で、契約の相手方以外の構築を禁止した場合、業者が特定される可能性はあるかなと思っております。一般的なシステム導入の場合を考えると、分離発注するような契約形態も考えられるのかなと考えております。

最後に、条例契約違反の場合のペナルティーなどについて、条例、契約等に定められているかというご質問ですが、清瀬市個人情報の保護に関する条例に基づきまして、職員や職員であった者、また個人情報の取り扱いを委託している場合の受託事務従事者等に対しましては、例えばデータの複写だとか、不正に譲渡した場合につきましては、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する規定を行っております。なお、損害賠償につきましては、当然契約約款上におきまして規定を行っております。

以上でございます。

**【宇賀座長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、質問などがございましたら、お願いします。

**【藤原委員】** ご説明ありがとうございます。幾つか質問をさせていただきます。

平成17年の条例ということで、あまり早いという感じはしないんですけども、最初の質問は、自治体としての一般のセキュリティーポリシーはつくっておられるかということですね。それが最初です。

2つ目ですけども、これは③と⑩にかかわるんですけども、再委託の禁止であるとか、返還であるとか、約款上やっておられる、あるいは契約上決めているということですけども、例えば返還のとき、⑩で、コピーされていないということ等も確認できる体制になっているのかとか、そもそも暗号をかけてできない……、あるいは裁断とおっしゃいましたが、破棄の仕方というのは、IT産業ではルールとして決まっていますけれども、それは相手方がやりましたということを確認しているだけなのか、ほんとうに自治体として確認しておられるのか。つまり、全体的に性善説かなという感じがしましたので、伺う次第です。それが2番目です。

それから、⑦もそうですけれども、作業所は市が指定した場所ということですが、具体的にはどういうところなのか。つまり、市が指定した場所だけでも、オペレーターあるいはベンダー側の都合でここだということになっているという実態はないのかということですね。

それから、そもそも基幹系を委託して、住基単独で委託していないから、再委託という話にはならないというお話でしたけれども、当該事業者がさらにその作業を、グループ企



業あるいは協力会社という形で下にどんどんおろしていくことはしていないということも確認しておられるのかということですね。

最後ですけれども、入退管理をＩＣカードできちんとやっておられるし、職員立ち会いなので持ち込みも不可だということですが、これは規則上そうなっているということですか。ＩＣカードでないとだめだし、かばんとか、デスクとか、フロッピーとか、メモリとかを持ち込み禁止ということは、これも確認ができるのかということですか。民間企業であるとカメラがついているわけですが、自治体だから、そこまでお金はかけられないということだろうと思いますが、どうやって確認するのか。規則上そう書いてあるということなのかということを知りたい。

大体、以上です。

【清瀬市（大鐘）】 それでは、何点かご質問をいただきましたので、まず情報セキュリティポリシーにつきましては、平成１６年１０月に制定しております。先ほど委員さんからご質問がありましたように、清瀬市が個人情報の保護条例を制定したのは、確かに東京都では一番最後だったと。そういう中で、電子計算組織の個人情報に関する条例で適用していたということでございます。

それと、先ほど情報資産等を貸与した場合のコピーの仕組み、コピーされた場合に、その確認方法があるかと申しますと、はっきり申しまして、貸与した場合のコピーの確認の仕組みはございません。ただ、個人情報そのものの貸与は、現在、行っておりません。

それと作業場所につきましては、ベンダー側に合わせるかどうかというお話がありましたけれども、これは市の指定する場所と、電算、マシン室で業務を行わせると、これは限定しております。

それから、再委託の場合で、下におろしていく場合があるかというケースですね。今回、私どもは基幹系で一本契約になっております。住基情報、税業務のベンダーさんが必ずやっております。それは確認もっております。下の再委託ということはありません。

それから入退室管理の件でございますけれども、現在、セコムのＩＣカードを利用して、入退室管理を行っております。それと、かばん類等については、キャビネットに必ず保管管理して、職員が確認した上でマシン室への入退室をさせている。ただＵＳＢメモリ等小さなものについて、当然義務づけはしておりますけれども、ポケットに入れられておりますと、当然ながらわからない。身体検査ができるわけではございませんので、そこまでのチェックはできません。ただ、職員がキャビネットに入れることを確認した上で

入退室をさせていると。前後しましたけれども、当然 I C カードで入った後に、また入退室管理簿というものに書かせて、どういう業務で入ってきたという確認も行っております。

【宇賀座長】 ほかにいかがでしょうか。

【稲垣委員】 お聞きすると、I SMS なり、きちっとしたマネジメントシステムが、住基ネットなり、基幹システムについて、あるいは情報資産について行われているという印象を受けるんですが、その秘訣というか、あるいはその論点というか、清瀬市の場合、6 万人か 7 万人の自治体ですけれども、ここまでに至るまでのコストとか時間、規則を定めたから、すぐにそこまできっちりできるようになったというものではないと思うんですが、これは、6 万人ぐらいの自治体であれば、どこでも常識的にこういうことができるものなのでしょうか。それとも相当なご努力があったからできたというふうにお考えでしょうか。

【清瀬市（大鐘）】 その件につきましては、平成 14 年度に、先ほど言いました基幹系の業務、住基ネットを含めた形の一本化の契約を行った段階では、業者決定に当たりまして、そこまではやっていなかったのが実態だと思います。ただ、私どもは毎年、昨年も 6 本ぐらいのシステム導入がございました。そういう中で、当然技術評価、価格評価を取り入れた総合評価方式で業者の決定を行っておりますけれども、それに当たりましては、必ず認証取得の原本提示またはコピーの提出を要求しております。そういうものがない業者さんについては、当然技術評価の段階で落とす仕組みというか、審査項目として挙げております。

ですから、努力というよりも、今まで私どもは、平成 14 年当時、住基ネット前までは、ホストコンピューター入れかえに伴って、ある程度ベンダーさんからの提案だけで決めていた経緯もあったかなと思っています。現在、基幹系もオープン系に入れかえを行っております。今、ちょうどプロポーザルをやっている状況で、今回も、そういう I SMS やプライバシーマーク等の認証取得に当たっては、取得した原本または先ほどのコピーを必ず提示させているという状況でございます。

【稲垣委員】 ここではシステム開発の外部委託に関する議論が中心なので、今、外部委託先についての要件をどのように確認しているかというお話だったと思うんですね。ちょっとお伺いしたいんですが、その場合に、例えばお伺いするとよくあるのは、ないよりあったほうがいい……、要するに、ない時代から具備すべき時代へというところへ、今、動いていると思うんですが、問題は、その I SMS なりプライバシーマークのマネジメン

トシステムが存在するかどうかという一定の認証機関の評価があるわけですが、それは、例えば清瀬市自身は I SMS 認証とかプライバシーマークを取得していませんよね。

【清瀬市（大鐘）】 はい。

【稲垣委員】 外部委託事業者にそれを求めた場合に、要するに改善されるべき点が、具体的にこういうところが出てくるというふうにお考えなのか、あるいは、ないよりもある、それを取得する業者がそれなりに努力をしている、少なくともマネジメントレベルではそういうことをやっているというところを評価するということでしょうか。つまり、その脅威に対する実効性の、具体的な、例えばプライバシーマークあるいは I SMS をとっている業者が集まったときに、具体的に残存リスクがどこまでなのかということを確認してはいませんか。

【清瀬市（大鐘）】 はい。

【稲垣委員】 もう一つ、今度は、職員の立ち会いによって、開発過程におけるリスクを管理しているということですが、職員が立ち会う際に何を見るのかという点については、どうやってコントロールするのでしょうか。これは、その人にお任せしているという、常識的な監視の範囲ということでやられているという理解でしょうか。

【清瀬市（大鐘）】 はい。

【稲垣委員】 何をどういうふうに見るということについて、そこでのリスクを分析して、それでこういうところを監視しろというところまでルーリングするというのは難しいですか。

【清瀬市（大鐘）】 現状、おっしゃるとおり、中身がどうだということは、職員が判断するのは非常に難しいと思います。ただ、今、私ども職員6名中2名が、18年、15年のプログラム開発を担当していた職員なんですね。そういう職員を配置しておりまして、その職員に立ち合わせている。ただ、実際、開発途中の画面またはそういった状況を見て、ああだ、こうだと言える状況ではないと思います。ただ、職員が立ち会わない状況の中で個人情報等の持ち出し等をされては非常に困りますので、そういう意味合いを兼ねて立ち会いをさせているという状況です。

【稲垣委員】 そうすると、その立ち会いに期待している効果というのは、職員については教育分析してなくて、事業者が持ち出す際に、職員がいたほうが持ち出しにくいという、それが期待される効果ですか。

【清瀬市（大鐘）】 実際に、私どもは、監視カメラをつけたいという状況はあるんです

が、財政的に厳しいものですから、入退室管理はもちろんしておりますけれども、実際に中に入った時点で、開発SEをそこに1人にして、そのまま職員が帰っていいかということになりますと、やはりこれは非常に問題が多いものですから、そういう意味合いの中で立ち会いという形になると思います。

【稲垣委員】 質問の趣旨は、そういう持ち出しを防止するために、どういう体制をとって、そしてそれをとらなかった場合にどういうペナルティーを課すというルーリングをしたら、現場に混乱が起こるだろうかということを知りたいんです。清瀬市の場合、18年、15年にそういうシステム開発にかかわったSEがいると。いわば専門家がいるわけですがけれども、例えば7万人規模の自治体において、職員が必ず立ち会って、こういうプロセスを見ろとか、それを記録しろというルーリングをするのは、そちらがやっていたら経験からして、相当難しい印象ですか。

【清瀬市（大鐘）】 私個人の見解ですがけれども、それは非常に難しいと思います。近隣市の状況を見ましても、私どもにはベテランの職員がおりますけれども、近隣市ですと、3年から長くて4年ぐらいのローテーションをしていると。全般的に委託業者に頼っているというのが実態だと思います。職員がそこまでの知識、技術を持ったレベルまではいっていないと判断しております。

【稲垣委員】 最後です。情報資産の管理をされているということですが、移転とか、複写とか、返還とか、抹消についても管理をされているということですが、そこに情報資産の単位というんですか、紛失すると、どんなデータがなくなったんですかということがよく問題になるじゃないですか。そうすると、データ内容、例えばこういう住基情報であれば、住所・氏名・年齢・転入先と、それぞれの科目で管理されているのか、あるいはもっと大きく言うと媒体単位とか、中身はわからないけれども、媒体管理簿で、昔やっていたのは、例えば何とかテープ何号を渡した、中に入っているものはわからないとか、そういうこともあったんですけれども、どういう単位で管理をされているのでしょうか。

【清瀬市（大鐘）】 これにつきましては、先ほど申し上げました平成16年10月にセキュリティポリシーをつくった段階で、今現在、実施手順を順次つくっている状況です。そういう中で、媒体持ち出しに関する許可申請ということで、現在、その内容については、例えばシステムログだとか、文書も含めた中で情報資産の管理を行っている。文書であれば、どういう文書だと、文書名……、内容一つ一つというわけにはいきませんが、どういう文書で、それと媒体につきましては、媒体の中身の確認をした上で、これは個人

情報ということではないんですが、財務会計の絡みで、たまたま先般、システムログの持ち出しをさせてほしいと。それに当たって中身の確認をさせてもらったら、職員の名前が入っていたと。これはたまたま出退勤の関係のシステムだったものですから、それについては、職員立ち会いのもとに、職員の名前を全部削除させまして……、まあ、障害のためにシステムログの分析が必要だったと。そういう状況で、必ず内容を確認した上で持ち出し許可をさせているという状況です。

【稲垣委員】 相当細かい管理になるんですけども、時間も、コストもかかるでしょう。

【清瀬市（大鐘）】 ただ、持ち出し許可は、その手順書をつくってから、現在のところ、まだ2件ぐらいしかありません。主に障害記録分析のためのログ解析というものの、今の2件はそうですね、そういう状況です。

【宇賀座長】 ほかにいかがでしょうか。

【今井委員】 ご説明ありがとうございました。

平成17年に制定されました清瀬市の個人情報の保護に関する条例について、確認させていただきたいのですが、55条から59条のところに罰則規定がございまして、これを概観しますと、55条から57条に関して見ると、主体が違ったり、客体も違ってきますね。55条ですと、実施機関の職員、あるいはその前職を含むと。それから民間の方でしょうけれども、受託事務に従事している者等が入っていて、しかし客体としては、その検索可能になっているような個人情報のデータ、かなり集積的なものを理解されていると思うんですけども、56条では主体が同じですが、客体が違ってきます。57条になりますと、今度は実施機関の職員の方だけの乱用的な行為になって、ここで、例えばUSBに入っているような記録が直接浮かび上がってくるのかなと思うんですけども、これを見ておきますと、例えば市から委託を受けた受託事務に従事している者が57条該当行為をやったような場合は不可罰かと思うんですけども、そういったことを予想されておつくりになったのかどうか。

平成17年ということで、東京都では後のほうであったということでしたので、今、ここで議論しているような状況も、近いものが想定されていたのではないかと思うんですけども、この55条から57条の割り振りですね。どういう議論があったのか、もしもご存じだったら教えていただきたい。

【清瀬市（大鐘）】 その点につきましては、私ども文書法制課のほうで、先ほど個人情報

報の保護条例がおくれた理由というのが、先ほど言いましたように電算情報のほうの条例を生かした中で、東京都さんの個人情報の保護条例の改定を待った上で清瀬市の個人情報保護条例を制定したという背景を文書法制課のほうから聞いておりました、当然そういうものを考慮して、この条例が制定されたと思っております。詳細については不明というか、私も理解しておりませんで、申しわけないんですが。

【今井委員】 わかりました。ありがとうございます。

【宇賀座長】 ほかにいかがでしょうか。

【上川内委員】 清瀬市さんのほうで、職員の数はかなり少なく、すごいなと思っていたんですが、プログラム開発要員だった方たちが残っていられたということで、情報処理のほうも、先ほど6名、それで住民係も6名で、住基が2名ということで、今のところは、プログラム開発をやっていた職員がいるから、ある程度わかっているのかなと思うんですが、これから、住基ネットも、既存住基も、1つの業者さんのほうに任せて、パッケージとかに入られているのかなとも思うんですが、そうすると、どこでもそうだと思うんですけども、職員が中身についてだんだんわからなくなってきちゃって、職員が介在するというか、業者に立ち会うとかいっても、もっとわからなくなってしまうと思うんです。そうした場合に、職員も、次にまた5年とかたてば、ローリングの時期が来て、そういう場合、このときやったような形では、なかなかできにくくなっちゃうというような、そういう対策とかも考えていらっしゃったら教えていただきたいと。

【清瀬市（大鐘）】 現在、私どもは、先ほど申し上げましたように、職員6名で、うち女性が2名、1名がまだ1年ちょっとぐらいですか、そういう状況の中で、ベテランの職員2名に頼っているところが非常に多うございます。それと、今現在は、ホストコンピューターの維持管理で、先ほど言いましたように、常駐SEが週2日しか来ていないと。そういう状況の中で、今、先ほど言いましたようにホストコンピューターの入れかえを、オープン系で行っている状況がございます。

そういう中で、今後の運用支援委託を含めた中で、常駐SEが、今、週2日しか来ておりませんが、その辺の増員とか、それと、当然ベテランの職員も、今度システムが変わってまいりますので、そういった部分についての知識をあわせ持っているわけではないというところで、当然委託部分がかかなりウエートを占めてくるのではないかなと思っております。それと、あまり長いということになりますと、人事ローテーション上、非常に好ましくない状況も、現在、あるかなと判断しておりました、今回の入れかえに伴いまして

は、極力アウトソーシングできるところはアウトソーシングしていきたいと考えております。

【稲垣委員】 アウトソーシングが入った場合に、今のお話の中に、システム監査とかセキュリティ監査に関するお話が聞こえなかったんですが、特に総務省でセキュリティ監査の実施を奨励というか、しているわけですけれども、その辺は、何か受け入れに際しての前提条件とか、こういうことを改善すると受け入れやすいとか、御市に限らず、その辺のお話があればお伺いしたいんですが。特になければ、まだ知名度が低いからということ……。

【清瀬市（大鐘）】 まず受ける側のセキュリティ監査につきましては、私どもは総務省さんからのチェックリストを受けて、毎年、内部のセキュリティ監査は実施しております。本来、外部に委託いたしましてセキュリティ監査をしなければいけないということで、毎年予算要求を上げているんですが、財政的に非常に厳しい状況の中で、財政の予算がつかないという状況がございます。

あとシステム監査につきましては、毎年2月1日ぐらいですか、LASDEC（地方自治情報センター）さんが実施しておりますセキュリティ監査には参加させていただいております。こちらは無料ということで、そういうものを実施しております。ですから、本来なら外部委託をして、監査をしなければいけないというのは重々わかっているんですが、財政的に厳しいという状況がございます。

【宇賀座長】 ほかによろしいでしょうか。

それでは、次の団体のヒアリングに移らせていただきたいと思います。清瀬市の方、どうもありがとうございました。

続きまして、福岡県の大刀洗町からご説明をお願いしたいと思います。大変お待たせいたしました。失礼いたしました。よろしくお願いたします。

【大刀洗町（原）】 私は住民課長の原と申します。内容につきましては、電算係の松岡が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

【大刀洗町（松岡）】 大刀洗町総務課電算係の松岡と申します。よろしくお願いたします。

早速ですけれども、ヒアリングの調査項目をいただいていたので、それに対して、わかる範囲で回答を書いていますので、その説明をいたします。

まず人口規模は1万5,000人程度で、職員数は107名です。個人情報保護条例の制定時期は、平成17年6月に制定しています。

②の住民基本台帳制度の担当者は何名いるかというのと、住基システムの担当者は何名いるかということで、兼任で4人です。住民係として4人が住民基本台帳の担当となっています。それからシステムアドミニストレーターの資格については、ありません。研修も行っていない。

③個人情報保護などのセキュリティーの確保について準拠すべき基準が定められているかということと、それに沿って業務が行われているかのチェックを行っているかということに対してですけれども、セキュリティーポリシーにより定めています。ただし、現在、チェックは行っていません。ただ、最近、総務省から、地方公共団体における情報セキュリティー監査に関するガイドラインというものが来ていましたので、これの実施に向けた検討を行おうかなというところで、今、予定を立てようとしているところです。

④の、システムの保守・管理業務やデータ統合業務を委託等によらずに市町村職員が直接行うことは可能かということに関しては、パッケージシステムを導入してしまして、システムの保守等については不可能と。委託に頼らざるを得ないというところになっています。

⑤電算処理業務を委託する場合、委託先はどのような基準で選定しているかということで、情報セキュリティー体制が整備されており、それが社内外ともに実施されているところと、システム等におけるサポート体制がしっかり調っているところというところで選定をしております。

それから、電算処理業務を委託している場合、当該委託業者の監督はどのように行っているのかについては、職員が立ち会うようにしています。あと委託先から、実際に作業を行う前には作業申請書を提出していただいています。作業後にも、作業報告書として提出してもらっています。

電算処理業務を行う場合の作業場所の特定は行っているかについてですけれども、委託する場合は、契約書にて規制しています。

電算処理業務を行う者の特定は行っているか。行っている場合、どのように特定しているのかについてですけれども、委託する場合は、弊庁より個人の特定は行っていません。ただし、事前に委託先より作業申請書、その作業申請書の内容には、対応者の氏名等、あと作業内容の記載されたものが通知されるようになっていきます。それから、実際に来庁されたときには、社名入りの名札を必ずつけて、首から提げてもらうようにしています。

それから、データコピー等の持ち出しについてのチェックですけれども、技術的とか、



ハード的については、チェックの体制というか、その仕組みはないんですけれども、作業報告書に、不要資料、資産だとか、資料の削除の確認項目がありますので、それで確認している状態で、心理面での抑止を図っているというところにとどまっています。

データのコピーや持ち出しについての規制は行っているかということに対してですけれども、職員において、庁舎外の持ち出しは、セキュリティーポリシーにて禁止しています。ただし条例化はしていません。委託先においては、契約書にて規制をしております。

委託業務終了後のデータの返還・抹消の確認はどのように行っているかということですが、これも作業報告書に確認項目がありますので、それで心理面での抑止を図っているところにとどまっています。

電算処理業務において再委託が行われているかということに関してですけれども、再委託は行っていません。

電算処理業務において派遣職員を活用しているかについても、活用はしていません。

委託業者が派遣職員を活用しているかについても、活用はしていません。これは、実際に委託先にも確認をとっています。

仮に電算処理業務の再委託を全面的に禁止すると、受託可能企業は大企業に限られてしまうと考えられるが、この場合何か問題は生じるかということに対しては、現状では問題はないと考えます。今の委託先については、実際に再委託を行っていませんので、これについては、今のところ問題はないと考えています。

最後ですけれども、条例、契約違反の場合のペナルティーなどについて条例、契約等に定められているかということに関しては、契約書上で、損害賠償額の上限つきではあるんですけれども、定めているというところではあります。

以上です。

**【宇賀座長】**      ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、質問などがございましたら、お願いします。

**【藤原委員】**      どうもありがとうございました。

まず⑤の委託先の基準の選定ですが、今のご説明によると、再委託はしていない業者であるということですが、そうしますと、この業者を選んだ基準は、セキュリティー体制が整備されている、システム等におけるサポート体制ということですが、具体的には、よく言われる認証をとっているということも大きなウエートを占めているのでしょうか。

**【大刀洗町（松岡）】**      はい、そうですね。

【藤原委員】 I SMSとPマークをとっているということですか。

【大刀洗町（松岡）】 そうですね。ISOとか、あの辺の認証をとっている……。

【藤原委員】 いや、ISOではなくて、あれもそうですけれども、I SMSとPマークの両方をとっている事業者ですか。

【大刀洗町（松岡）】 そうですね。うちが提案依頼をしたときに、そういうふうにとっていますという回答を得ましたので。

【藤原委員】 その場合、どちらの資格も、今やものすごくたくさんの方がとっていると思うんですね。Pマークも8,000ぐらいになっているんですけれども、その中で能力審査というのは、特にやるわけではない……。

【大刀洗町（松岡）】 それはやっていません。

【藤原委員】 このマークさえ持っていれば大丈夫だと。

【大刀洗町（松岡）】 というところでの認識でしか、今、うちのほうでは。

【藤原委員】 わかりました。どうもありがとうございます。

あと⑧は、心理面での抑制ということですが、これはそうすると、もしだれか悪意のある社が出てきたときはお手上げであるという……。

【大刀洗町（松岡）】 そうですね。実際にそういう形をとられてしまうと、正直申しまして、100%抑制は難しいですね。

【藤原委員】 あと⑨ですけれども、ポリシーはあるけれども条例化はしていないということですが、この間に、条例化はしていないけれども、研修をしたり、通知を何度も出したり、義務的にかなり研修をさせたりということはしているんですか。

【大刀洗町（松岡）】 今、現状のところはしていないんですね。何年か前からそういうところでささやかれてきたので、しないといけないとは思っていたんですけれども、電算部門としては、去年あたりからコンピューターの入れかえというか、リプレース等があって、そちらのほうにウエートを置いてしまったので、今後、条例化とか、この辺について、職員の研修については今後行っていきたいと考えています。

【藤原委員】 最後ですけれども、⑩の賠償額は上限つきということですが、もし問題がなければ、上限はお幾らですか。

【大刀洗町（松岡）】 金額的には、これは、今、現状の業務委託という内容が、単純にパッケージの使用料の委託でしかないんですね。要するに個別に委託というものが、今、発生していないので、使用料の中での委託になっていますので、契約書上では、各システ

ムごとに問題が生じたときの3カ月分だとか、そういう上限のうたい方しかされていないんです。

【藤原委員】 そうすると、パッケージで完全に契約されていて、その中の不具合が生じたときの……。

【大刀洗町(松岡)】 不具合とか、そういう起因することで障害が何か起きたとか……。

【藤原委員】 ですから、障害が起きたときの話ですね。

【大刀洗町(松岡)】 そうです。

【藤原委員】 わかりました。どうもありがとうございました。

【稲垣委員】 今の質問の関連ですが、そうすると、例えばパッケージの導入に際しての情報の漏えいなどがあって損害が発生した場合も、その損害の賠償の対象になっているんですか。

【大刀洗町(松岡)】 というふうに理解しています。

【稲垣委員】 その場合は、例えばそのパッケージ使用料の3カ月分とか、そんな感じでやっているということですね。

【大刀洗町(松岡)】 そうですね。一応それを上限という形で、契約書にはうたっております。

【稲垣委員】 それで足りますか。ちょっと難しいですね。

【大刀洗町(松岡)】 実際に、今回、こういう問われた内容について考えると、ちょっとというか、大分足りないのかなという認識に、今、至っているところです。

【稲垣委員】 それからセキュリティーポリシーですが、作り方ですけれども、いろいろな作業が役所の中であろうかと思うんですけれども、そこでどんなリスクがあるかということの分析の上に、こういうことをやっていく、こういうことがいいねということで決めたものですか。それとも、総務省がつくったものを、ある程度文書……。

【大刀洗町(松岡)】 正直言って、そうですね。

【稲垣委員】 そうですね。そのセキュリティーポリシーの下で、例えば適切な管理を行おうとか、暗号化しようといったときに、じゃあ、暗号化というのはどうやるのかとか、だれがどういうタイミングで何をやるのかという実施手順ですけれども、その辺まではまだ決まっていないですか。

【大刀洗町(松岡)】 そうですね。正直、まだそこまでは実際にやられていないのが現状です。

【稲垣委員】 これをやるということは相当難しいですか。何があったらできますか。金ですか。

【大刀洗町（松岡）】 いや、お金というか、人員体制……。

【稲垣委員】 能力のある人がいない。

【大刀洗町（松岡）】 そうですね。実際にはその能力のある人が欠けているのと、当然それを含めて、今、やれる人員体制が組まれていないというのが現状です。

【稲垣委員】 それは御市だけではなくて、同様の市は皆同じようだというのでしょうか。

【大刀洗町（松岡）】 そこは何とも答えようがないですね。

【稲垣委員】 それから再委託は行われていないということですが、この再委託ということの意味ですけれども、頼んだ先が下請け業者を使っていないということ……。

【大刀洗町（松岡）】 そうです。それはしていないということです。全部社内だけで運用されています。

【稲垣委員】 正社員だけでやっているということですか。

【大刀洗町（松岡）】 そうですね。

【稲垣委員】 それはどういう方法で確認されたんですか。

【大刀洗町（松岡）】 要は、事業者さんを信用しているというところでの回答でもらったので、一応していないというところでのあれですし、実際に契約書にも、再委託は、原則ですけれども、していないと。もしする場合は、ちゃんと私どもの承諾を得てするというふうに契約書もうたっていますので、それを信頼しているというのと、あと、今回、その事業者で新しく導入したんですけれども、そのときにたまたま研修として行く機会があったので、その社内を一応見学させていただきました。私が見る限りでは、セキュリティーというか、物理的なセキュリティーも、カードで持っている人でないと入室できないし、だれが入っても必ず記入させるという方法をとっていましたので、その辺は信頼が置けるのかなというところで、自分のほうでは判断しています。

【稲垣委員】 例えば愛南町の事例をご案内と思うんですけれども、あるいは10年ぐらい前ですけれども宇治市、あるいは福岡だと……、愛媛県警でW i n n y絡みで情報が漏えいしていますね。例えば御市の中で、あるいは御市が頼んでいる業者の中で、ああいうことは起きないだろうというふうにお考えと思うんですけれども、何か根拠というと乱暴な言い方ですが、こんなことがあるから大丈夫かなという、あるいは、こうやったらそ

の辺は防止できるんだけどというお智恵があれば、何かご経験からお話しただけならばと思います。

【大刀洗町（松岡）】 今のところ、委託先がデータの処理を自社内でこういうふうに行っているという説明を聞いたところで、それを信頼しているとしか確認のところがありませんね。単純に言われているところで信用していると。だから、そこに訪問して、ほんとうにどんなふうに行っているのかというのを詳細まで確認はしていないので、そこは何とも言えないんですが。

【稲垣委員】 最後に、それができない理由ですけれども、例えば、それは常識的に乱暴ではないかという意識の問題もあるし、お金もあるし、そんなことを契約したら受注先がなくなるとか、そういうことがあるかもしれないし、その辺はどうですか。何でそういうことができないんですか。やるということ自体が非常識だからとか、いろいろあろうかと思うんですけれども、どんなふうにお考えですか。

【大刀洗町（松岡）】 いや、非常識ということではないと思います。単純に私どもが行って、そういう確認をしようとするれば多分できるけれども、またそこまで自分たちがやっていないだけで、事業者、委託先については、その辺は全然、自分がやっていることに對して自信と言ったらおかしいんですけれども、やっていることは正しいという認識でやっているんで、うちが申し出て、こういう体制で確認しようと思うと、できると思います。ただ、そこまで私どもがまだ踏み入っていない。ただ、自分が見学に行ったときに、外側だけですけれども、各フロアを見て、どういうことをやっているのかを確認できた状態で、今、とどまっている状態です。今のところそこまでしか……。

【稲垣委員】 リスクの認識が持てないのか、あるいは持っているけれども、外部的な事情でできないのか、その辺はどうですか。そもそもリスクはないとお考えですか。

【大刀洗町（松岡）】 いや、そんなことはないです。

【稲垣委員】 だけど、やっていないわけでしょう。

【大刀洗町（松岡）】 やっていませんね。

【稲垣委員】 それはやるべきなのにやっていないのか、あるいはできないのか、その辺はどうですか。

【大刀洗町（松岡）】 やるべきところで、まだやっていないというのが現状でしょう。

【稲垣委員】 やろうとすればできる。

【大刀洗町（松岡）】 できると思います。

【稲垣委員】　　そうですか。それは御市のレベルで、ほかの市でも同じように考えてもいいですか、ご参考までに。ご経験でないことを、ご意見をお伺いするのは恐縮ですが。

【大刀洗町（松岡）】　　いや、ほかの団体については何とも……、その実情が全然わからないじゃないですか。うちは、あくまでもうちの契約の委託先と、どういう業者だということを確認した上で今の状況になっているので、ほかのところは委託先とどういうやり方でやっているかというのは全然見えないので……。

【稲垣委員】　　わかりました。すみません、失礼しました。

パッケージの利用料は、月なり年間幾らですか。

【大刀洗町（松岡）】　　多分月額300万円ちょっとぐらいだったと思います。

【稲垣委員】　　月額300万円ぐらい。

【大刀洗町（松岡）】　　300万円台ぐらいだったと思います。

【稲垣委員】　　ありがとうございます。

【宇賀座長】　　ほかによろしいでしょうか。

それでは、これでヒアリングを終了したいと思います。福岡県大刀洗町の方、どうもありがとうございました。

【大刀洗町（松岡）】　　どうもありがとうございました。

【宇賀座長】　　本日のヒアリングの結果につきましては、次の検討会までに、事務局において取りまとめを行うようお願いします。

続きまして、次の議題に移ります。論点につきまして、事務局からご説明をお願いします。

【望月企画官】　　それでは、今、ヒアリングが終わりましたので、前回、論点のたたき台ということで提示させていただきまして、その後、議論をいただきまして、その際に加筆等を行いました。これが資料4でございます。

具体的に加筆したところを後ほど説明いたしますので、その前に参考資料を若干説明させていただきます。

参考資料1ということで、ポンチ絵のほうでございますが、住民基本台帳制度、基本的な目的と書いてございますけれども、住民の居住関係の公証、また選挙人名簿の登録とか、その他の住民の住所に関する事務処理の基礎にするというのが1点と、あとは届け出等の簡素化と、住民に関する記録を生活かつ統一的に行うということでございます。最終的な目標は、住民の利便性の向上と、国及び地方公共団体の行政の合理化だという規定でござ

います。

その後、飛びますけれども、参考資料2をごらんください。こちらのほうで、今まで既存住基とか住民基本台帳ネットワークシステムとか、何気なしに使ってございますが、一応概念の説明だけさせていただきたいと思っております。

下のほうの各市町村の既存構成というところの一番左の欄でございます。これは、住基ネットが導入される以前の段階で、各市町村で整備していました電算システムの部分でございます。そのうちの特定情報、ちょうど真ん中のところに※がありますが、本人確認情報という概念がございまして、氏名・住所・生年月日・性別という基本4情報と、これに住民票コード、11けたの番号でございますが、あとこれらの変更情報というものを1つの固まりにいたしまして、それを抽出したものが、各市町村のコミュニケーションサーバ、CSと言われているところにたまります。

このCSの中にたまりました情報が、県のほうのサーバに集積をされまして、この県のサーバからさらに指定情報処理機関のサーバに集積がされると。この中で、この指定情報処理機関から、今度は一番右になりますけれども、国とか地方公共団体の機関に情報の提供がされているというものでございます。この場合、例えば具体的には旅券の発給申請とか、厚生年金とか国民年金の支給とか、こういったものに、従前、住民の写しの添付が必要であったものが、本人確認情報を使うことによって、今後は不要になるという状況にあるということでもあります。

それで、住基ネットと言われる場合は、各市町村のCSから右側の部分、こちら全体を指した言葉ですので、正確に言いますと、既存住基と住基ネットは別な言葉だというところでございます。

もとに戻りますが、今、本人確認情報のパーツと本来の住民票に記載されている情報の重なりぐあい、これが先ほどの参考資料1の2枚目でございます。この後、住民票情報の特性とかをやろうかと思っておりますので、その前提でございますが、右のほうの本人確認情報は、先ほど申しました6情報でございます。それに対しまして左側のほうは、住民票ということで、そのさらに母集団となるものの情報でありまして、氏名・生年月日・男女の別のほか、例えば世帯主とか、戸籍の表示とか、住民になった日とか、そういったものが書かされているものであります。基本的には、片方の部分集合という形で、本人確認情報が構成されるというところでございます。

参考資料3は、住民基本台帳全体のシステム、法制度全体の仕組みですので、ご参考ま

でにとまってつけております。目的は、今、申しました。対象者は、日本国籍を有する住民、これは全員であります。台帳の整備主体は市町村になりますけれども、ネットワークのほうは、今、言ったように全国的なネットワークシステムを構成しているというものでございます。

次のページ、2ページが一番上になりますけれども、住民票の正確性確保のための措置ということで、住民票は、住民の居住関係を公に証明する制度というのが基本でございますして、その正確性を確保するためにどういうことをやっているのかということですが、一番大事なところは、特に（1）のところでございますして、住民に対して届け出の義務を課しているというところ。転入とか、転居とか、転出があったときとか、世帯変更があった場合、こういったものを届ける義務を課しておりますして、その結果として情報がフレッシュな形で保たれる。

これは、基本的には住民に義務を課しておりますので、嫌だということであろうとも、基本的にはすべて書いていくと。その場合、届け出がない場合は、例えば（2）の調査のところ、定期的に調査もしくは必要に応じて調査することによって、住民票の記載事項の調査を行ったりいたします。

またこの場合、住民票の世界では、転出・転入ということですので、例えばこの世に生まれてくるという出生届、もしくは亡くなったという死亡届、こういったものは戸籍法の所管でございますけれども、戸籍のほうでそういった届け出があった場合、お互いの市町村間の連絡によって記載の変更をしていくという仕組みになっておりますので、最終的には行政のほうに情報が集まる仕組みになっているという特性があるということでございます。

また8のところでございますが、各種行政の基礎としての使われ方をしているということになりますので、行政上、個人を特定するための基本的な基盤だという仕組みになっているということでもあります。

あと3ページ目でございますけれども、住民基本台帳の一部の写しの閲覧と写しの交付制度、昨年と今年の2度にわたって改正をさせていただいておりますして、ポイントでございますけれども、例えば9の（1）の一番目の○でございますが、従来、何人でも閲覧請求ができたということを一たん廃止しまして、特定の場合にしか閲覧ができないという仕組みに変えているということでもあります。これは写しの交付のほうも同様でございますして、まだ施行されておきませんが、特定の場合に住民票の写しの交付請求ができるとしており



まして、それ以外の場合は、基本的にはだめですよという仕組みになっているというものでございます。

これが住民基本台帳制度全体の特性でございまして、あと参考資料4が、以上をまとめました形で、今後の議論の参考にということで、幾つか住民基本台帳に記録された情報の特徴と、主なものですけれども、取りまとめたものでございます。住民個人の同一性を明らかにするための基本的な情報だと、だから行政各市で使われているということでもあります。また、公に証明するということですので、特定に、事実特に反する場合がない限りにおいては、例えば裁判等においては真実だという推定が成り立つというものでございます。また、市町村が行う各種の行政事務処理に……、これは基盤としての役割であります。あとは、先ほど申しましたが、法に基づきまして、いわば義務的に収集している情報だという特性がある。

あと、極めてレアケースではございますけれども、ドメスティック・バイオレンス等の場合においては、住所という情報がセンシティブな場合がありますということ。また住民票コードにつきましては、例えば民間部門では利用ができないといった禁止を法律で置いておりますので、そういった面では、制度的に保護された情報だという特性がございます。

あと住民票全体につきましては、電算化がほぼすべての市区町村で終わっておりますので、今のブロードバンド時代においては、データというものが一たび流通すると、回収不能という状況に陥る可能性が非常に高いということ。また先ほど申し上げましたが、住民基本台帳の閲覧とか、住民票の写しの交付においては法改正を行ったと。その際には、写しの場合には30万円という罰金が課されています。閲覧のほうは過ち料ということになりますけれども、写しのほうは公文書をそのまま入手するということになりますので、30万円以下の罰金という形で整理させていただいていると。このような特徴がございます。

ということで、資料4に入りますけれども、前回のご議論を踏まえまして、幾つか加筆をさせていただきました。一番最初のところ、Iのところですが、幾つか指摘がございましたが、基本的にあまり変更はしておりません。委託の前の規制が大事なのか、後の規制が大事なのかという論点提示があったんですけれども、きょうのヒアリングを踏まえて再度書き込んだほうがいいのかということ、今回は入れておりません。

またIIの実効性ある対策につきましては、2番目の○でございまして、先ほど「委託者等」という概念でいくのか、「住基情報を扱う者」という概念でとらえるのはどうなのか。特に先般、座長のほうから、派遣とか出向という考え方もあるねということございましたの

で、委託という切り口が果たして妥当かどうかということの提示を入れさせていただいております。

また、次の次でございますけれども、従業員を対象にするのは当然よしとした上で、管理する会社の行為そのものを何らかの形でとらまえる必要があるのかどうか、こういった論点があるかどうかということで加筆しております。

次のページでございますけれども、幾つか話題になっておりますが、委託先を、I S Oなどを取得している事業者に限定するという。これについては、契約運用上の話と法律上の話と、本来分けなければいけませんけれども、現段階の論点としては、一応こういうものもあるだろうということでありませう。

あと罰則につきましては、1番目の○で書き加えをしております、明確な故意犯は少ないけれども、一たび流出すると回収が事実上不可能だということをどういうふうに評価するかという点を、後半に加筆しております。

また同じ欄で下から2つ目ですけれども、例えば住基情報を故意または過失によって流出させた者は、原則として処分することを前提にすることはどう考えるか。そうすると、逆に広過ぎるので、限定するようなところは何かあるかということがございましたので、こういった点を加筆している点と、あとその他欄の一番最後でございますが、住基情報由来の個人情報についてどう考えるか。これは、前回、後藤委員からありましたが、いろいろな分野で使われているから、その外縁をどのあたりで確定するのかと、そういった認識から入れたものでございます。

きょうのヒアリングの結果を踏まえまして、さらにこういった点は必要だとか、こういった点は要らないとか、もっと書き込めるんじゃないとか、そういったことがあれば、ご議論いただければと思います。

以上でございます。

**【宇賀座長】** それでは、ただいまの説明につきまして、質問や意見がございましたら、お願いします。

**【稲垣委員】** 最後の説明のところ、何か意見や質問があったらというのは、あったら次回までの間に意見を寄せるという意味の……。

**【望月企画官】** ここで議論していただいても結構でございますし、この後になりますけれども、最終的には座長とまたご相談をさせていただきながらやろうと思っておりますが、言い足りなかったということがあれば、それはメール等でいただいても……。

【稲垣委員】 罰則について、それからその実効性のある対策についてということですが、これからの議論かもしれないんですけども、いろいろな環境というか、例えばどういふもとで何をすべきかという問題があると思うんですね。無限に想定してもだめなので、ある程度、例えばシステム開発のときの、あるいはそこで取り扱っているデータの種類が、例えば1、2、3、4とか、幾つかデータの形態があると思うんです。それから媒体があると思うんですけども、その辺を少し整理したほうがいいのではないかという気がします。そこで、どういう情報の流れについてリスクを考えて、どういうコントロールをすべきかというふうの一つ一つやっていると、でき上がりが、要するに具体性のないというか、意見になってしまうのではないかと。

だから、ある程度でき上がりの条文の形を想定するなり、あるいは条文の運用指針を想定して、こういう場合のこういうデータの形式のこういう媒体に入ったものについて、こういう状況のときにはこういうことをやれということ、まずは議論していく。ある程度想定していただいたほうが、意見を寄せやすいんですね。条文ができて、多分運用の段階で運用基準をそういうふうにつくっていかないと、条文自体は非常に簡単なものになると思うけれども、運用ができないんじゃないかという気がするので、その辺はどうでしょう。

例えばシステム開発のときに、パッケージの、要するにシステム開発の委託先がこっちは来る場合、例えば今だったら、庁舎に来て作業をする場合、そこで取り扱うデータ形式が特殊なデータ形式を持っている場合、それから一般的なオープンシステムでも、読めるような形態である場合、それから紙に書かれた、これは媒体かもしれないけれども、要するに暗号化されていないデータである場合とか、あとは持ち出し……、ドアの問題とか、外へ持ち出す場合に、道路とか、電車とか、通っていくわけですから、そこでの問題、それから例外的かもしれないけれども、外部委託先のラボで何かをする場合と。

多分データ形式を整理して、特殊なデータ形式しか住基情報は使わない。住基ネットはそうでしょうけれども、既存住基システムで取り扱うデータ形式を、例えば一般のOSでは読めないような形にしまえば、それだけで議論のテーマは減るじゃないですか。その辺を少し整理したほうがいいのではないかという気がします。

【望月企画官】 この前提となるような状況を幾つか追ってみてということですか。

【稲垣委員】 そうですね。

【望月企画官】 あと、すみません、先ほどありました条文と運用部分というところは、

できるだけ峻別はしていきたいなと思っているんですが、逆に言いますと、総体がある程度決まる中で、ここは法律でないと書けない部分というのがあると、それが、我々が読むと法律事項ということになりまして、そこは条文になってくるということで、ここはニワトリと卵の関係なんです、そういうものもあるものですから、なかなかそこは、ちょっといきなりというのは難しいんですけれども……。

【稲垣委員】　　じゃあ、両方やってみて、ここはこういう手順じゃないと難しいねということで詰めていけばいいと思うので、両方で前に進めたほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

【藤原委員】　　これはⅡのところで行為規制が書いてあって、この行為規制についてⅢの罰則を考えていく……。

【望月企画官】　　そこは完全にばらかどうかは別でございまして……。

【藤原委員】　　いや、そこですけれども、ばらかどうかということで、Ⅳのその他で、住基に係る情報の特徴を踏まえてということで法益の話が書いてありますけれども、量のことや要件になるかどうかということが気になったんです。愛南町のような話は、非常に大量ですよ。

【望月企画官】　　そうですね。

【藤原委員】　　多分住基ネットというシステムそのもの、あるいは信頼なんだから、量には関係ないと考えるのか、やはりここで一般法に加えてということで少しは絞っておくのかとか、それがどうなのかなと思ったりしたんですけれども、ただ……。

【稲垣委員】　　一番広く、例えば例の今やっている国際刑事法の関係でいけば、例えば不正アクセスなんかの場合は、情報管理秩序、情報処理の管理秩序が保護法益だと考えられたじゃないですか。こういうとらえ方をしてしまえば、住基情報というものの価値よりも、むしろ住基システム、あるいは住基情報を取り扱う人間、オペレーションも含めた、そうした秩序を保護するんだというところまでいくだろうし、コンテンツのところや射程を入れると、今、藤原先生のおっしゃったところの議論になるだろうし……。

【藤原委員】　　前回、総務省でも、あるいは経産省でも、セキュリティー、今、稲垣委員がおっしゃったような秩序を守るために仕組みがいろいろ書いてありますね。それがあってもかかわらず、その当該秩序を破ってということにするのか、あるいはそうではないのかというところが……。

【今井委員】　　そこはほんとうに、まさに資料4をもとにして、ここで議論しなければ

いけない大問題で、かぎがかかっていない家に入ったからといって、住居侵入罪は成立しないかという、そんなことはないのと同じように、行為規制をする場合と、最後に種々のサンクションをかけていく場合、それは全く違った観点かもしれませんので、一たんゼロベースで議論してみないとわからないのではないかと思います。

そのサンクションの中の罰則の1つにしても、今、稲垣委員がおっしゃったような考えもあるでしょうし、義務犯という話も、前回、出ておりましたし、あるいは情報に対する個人の利益という考えもあるでしょう。それがここで、この諮問の範囲で切り取られている範囲というのは、ちゃんともう一度議論すべき一番大きな問題ではないかと思います。

【川田委員】 今のところで、議論の中身にもしかすると入ってしまうのかもしれませんが、やはり情報の流出を抑えるということが第一の目的であるとして、自分の専門との関係もあるので、それを個々の従業員の立場から見ると、できるだけ状況に応じた具体的な行為規範が事前にわかっていたほうがいいだろうということがあると思います。そうなってくると、ここで言う行為規制というのは、多分罰則の構成要件、そうなってくると、少し抽象的で、ある程度幅を持った概念ということになってくるかと思いますが、そうなってくると、そういう罰則の構成要件になるものとは別に、もう少し、その状況に応じた具体的な行為規範になるようなものが必要かなと考えています。

【宇賀座長】 ほかにいかがでしょうか。

【稲垣委員】 法益なり、取り組みというか、危険犯的にとらえるのか、行為規範とか、その辺は、早急に、少し詰めていったほうが良いような気がしますけれども……。

【藤原委員】 それと、どこかに故意または過失と書いてありますけれども、故意、重過失という考え方もあるかもしれないですね。

【江畑課長】 前回の議論ですと、その保護法域をどうするかということで、行為規制をかけて、結果として情報が流出したことを要件とするのかしないのかという、そういうことも一つの……、その場合、故意、過失は問題なく、行為規制違反をしたところで法違反だというとらえ方をして、その保護法益に反したということで……。

【藤原委員】 そのアプローチだと、そうなりますね。

【江畑課長】 ええ、ということになります。その後の情報流出があったものについてどう評価するかということのアプローチがもう一つあると思います。

【稲垣委員】 警察庁でもW i n n yによる捜査情報の流出がありますね。そこでのコントロールの考え方というのはどんなふうになっているのでしょうか。例えば、今、おっ

しゃったように、流出の危険のある状態に置いたときということでコントロールをかけていくという方法も理論的にはあるわけだし、その流出したことをもって、その相当な制裁をかけていくということもあるだろうし、幾つかのコントロール手法を、警察庁は警察庁で多分考えていると思うので、その辺の参考情報が得られたらと思います。

あそこの役所には限らないわけで、どこの役所でも多分やっていると思うんですが、それぞれの役所で、W i n n y 絡みの自庁内の個人情報の漏えいを利用した、システム開発の外部委託に際しての情報漏えいのコントロールとして、具体的に何を、どんな規制手法をとっているのかというのは、一般に報じられているところはわかっていますから、その先のところで、運用基準とか、そのあたりはどうしているのかを聞きたい。国家公務員法なり、人事問題もかかわっているわけだし、だからその辺は、1つのモデルにはなると思うんです。参考情報にはなると思う。

**【望月企画官】** これは調べてみますが、先般、報道があった限りにおいては、今回の警察の関係で、W i n n y 流出事件を起こした職員は、たしか免職になっておりますので、懲戒処分としては当然最高級のものであるということでもあります。それは当然、事前にW i n n y を入れてはいけないと言っていたにもかかわらず、私は入れていませんと言いながら、実際に入れていたということが重く評価されていると思いますけれども、現実としてはそういう形ですので、あとは、さらに何かやっているかどうか……。

**【稲垣委員】** コントロールとして、例えば徹底的に教育をしてしまうと。教育をして、それにもかかわらず危険状態に置いた場合には、それだけで懲戒権を発動するとか、情報を取り上げてしまうとか、そういうコントロール手法も理論的にはあるわけで、事後的な制裁はまた別として、どんなコントロールをしているのか。

**【望月企画官】** はい。

**【江畑課長】** 論点の中でも1つ、そもそもスタートは委託に関しての問題なんですけれども、今、稲垣委員からもありましたように、まさに委託業者がこういう漏えいをした場合と、職員という場合、そこをどういうふうに、同じように考えて対策を講じるのか、それは、職員は懲戒というものがあるから取り扱いが違うのか、そこは今後また議論をしていただくことになると思います。

**【稲垣委員】** 今の発言の趣旨は、事後的な懲戒権の発動という問題ではなくて、その前のコントロールとして、職員に対するコントロールの参考にもなるし、外部委託先に対して求めるコントロールの参考にもなるということです。

【宇賀座長】 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは時間も過ぎておりますので、本日いただいたご意見を踏まえて、私の指示のもとで、論点に沿った整理の方向性について、事務局に取りまとめをさせたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宇賀座長】 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、事務局から何かございますか。

【江畑課長】 今回の検討会でございますが、8月下旬から9月上旬ぐらいで調整をさせていただきたいと思っております、ご都合を聞いている範囲でございますと、ちょうど今井先生は出張でいらっしゃるころではございますが、9月5日午前中が、5人の委員の方のご都合がよろしいということでございます。あるいは9月13日も同じでございますが、9月5日あるいは13日ということで、今井先生はいらっしゃるということで恐縮ですけれども……。

【今井委員】 13日ですと、何時ですか。

【江畑課長】 午前中という……。

【今井委員】 そちらのほうが多分出られると思います。

【江畑課長】 そうですか。そうしましたら、9月13日の午前中ということで。ちょっと間があきますが、その間に、きょうのヒアリングの論点整理等をさせていただきたいと思えます。

【宇賀座長】 ほかはよろしいですか。

【江畑課長】 はい。

【宇賀座長】 それでは、これで第2回住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会を終わりたいと思います。皆様、どうもご苦労さまでした。